

# ISO14001 環境マネジメントシステム審査登録制度 認定範囲分類

2017年11月21日現在

●印・★印のついた範囲は、当協会が環境マネジメントシステムに関して、認定機関から認定を取得している範囲です。

J A B 認定範囲	U K A S 認定範囲	分類 番号	範 囲 名 称
●		1	農業，林業，漁業（但し，01.7 狩猟業，わなかけ業及び関連サービス業，03 漁業及び養殖業を除く）
●	★	2	鉱業，採石業（但し，05 石炭及び亜炭の採掘業 06 原油鉱業及び天然ガス鉱業，07.1 鉄鉱業，07.21 ウラニウム及びトリウム鉱業，07.29 その他の非鉄金属鉱業，08.92 泥炭鉱業，09.1 原油及び天然ガス抽出の支援活動，09.9 その他の採掘業，採石業の支援活動を除く）
●	★	3	食料品，飲料，タバコ
●		4	織物，繊維製品（但し，13.2 織物業，13.91 ニット及びかぎ針編み繊維の製造業，14.11 革製衣類製造業，14.2 毛皮製衣服製造業を除く）
		5	皮革，皮革製品
●		6	木材，木製品
●	★	7	パルプ，紙，紙製品
		8	出版業
●	★	9	印刷業
●		10	コークス及び精製石油製品の製造（但し，19.2 石油精製業を除く）
		11	核燃料
●	★	12	化学薬品，化学製品及び繊維
●	★	13	医薬品
●	★	14	ゴム製品，プラスチック製品
●	★	15	非金属鉱物製品
●		16	コンクリート，セメント，石灰，石こう他
●	★	17	基礎金属，加工金属製品
●	★	18	機械，装置
●	★	19	電氣的及び光学的装置
		20	造船業
		21	航空宇宙産業
●	★	22	その他輸送装置
●	★	23	他の分類に属さない製造業（但し，32.11 コインの型打ち業，32.12 宝石類及び関連商品の製造業，32.99 他の分類に属さないその他の製造業を除く）
●	★	24	再生業
		25	電力供給
●		26	ガス供給
●		27	給水
●	★	28	建設
●	★	29	卸売業，小売業，並びに自動車，オートバイ，個人所持品及び家財道具の修理業
●		30	ホテル，レストラン
●	★	31	輸送，倉庫，通信（但し，52.21 陸上運送に付随するサービス活動，52.22 水上運送に付随するサービス活動を除く）
●		32	金融，保険，不動産，賃貸
●		33	情報技術
●		34	エンジニアリング，研究開発
●	★	35	その他専門的サービス
●	★	36	公共行政（但し，84.22 国防を除く）
●	★	37	教育
●		38	医療及び社会事業

●：J A B 認定範囲

★：U K A S 認定範囲

J A B 認定範囲	U K A S 認定範囲	分類 番号	範 囲 名 称
●		39	その他社会的・個人的サービス（但し、92 射倅業、94.2 労働組合の活動、94.91 宗教団体の活動、94.92 政治団体の活動、94.99 他の分類に属さないその他の会員制度組織の活動を除く）

●：J A B 認定範囲

★：U K A S 認定範囲